

宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会の回数を定める条例

(昭和41年3月9日制定)

(改正 昭和60年4月1日)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会の回数を年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日改正）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。